

令和9年度 私立高等学校入学資金貸付予約者募集要項

本会は、北海道内の私立高等学校（全日制課程）の入学時に要する納付金（入学一時金）（以下「入学資金」という。）の貸付を行っています。〔入学貸付金の交付は入学後となります。〕

この入学資金の貸付は、借用者（返還する人）は生徒で、保護者（親権者又は未成年後見人）は連帯保証人になります。返還が必要な貸付金となりますので、本人はもとよりご家族でよく相談したうえで申し込んでください。

公益財団法人 北海道高等学校奨学会

札幌市中央区北1条西6丁目 札幌ガーデンパレス内

電話：011-222-6166

<http://www.do-shougaku.or.jp>

★お問い合わせは、必ず在学学校を通じてお願いします。

第1 募集の概要

1 出願の資格

中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程（以下「中学校」という。）の第3学年（義務教育学校にあっては第9学年）に在学し、令和9年4月に北海道内の私立高等学校（全日制課程）（以下「道内私立高等学校」という。対象校は3頁の別表のとおり。）へ進学を希望する者で生活保護又は市町村民税非課税である世帯の子弟でなければなりません。

◎在日外国人の申込資格は、上記のほか別記1（3頁参照）のとおりです。

2 募集人員及び貸付額

（1）募集人員

特に定めはありません。

（2）貸付額

入学した道内私立高等学校の入学資金（千円未満切捨）の額、又は200,000円のいずれか低い額

3 貸付条件

（1）利 率

無利子とする。

（2）貸付条件

令和9年4月に道内私立高等学校に入学し、その学校に在学中の者とする。

4 募集期間

8月下旬～9月下旬頃です。

※ 申込みは中学校を通して行うため、提出期限については在学する中学校にお問合せください。

5 入学資金貸付予約者の決定・採用通知

入学資金貸付予約者について、令和8年11月中に決定し、各中学校を通じてその可否を通知します。

6 道内私立高等学校へ進学した後の手続

入学資金貸付予約者として決定された者は、道内私立高等学校入学後、入学資金の借入を希望する場合には、入学した道内私立高等学校を通じて「進学届」を提出することで本採用となり、「入学資金借用証書（本人及び連帯保証人2名の署名捺印が必要）」のほか、本人及び連帯保証人2名の住民票（本籍・筆頭者の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）と連帯保証人2名の印鑑登録証明書に加え、返還のために使用する「口座振替依頼書※生徒本人名義の口座が必要」を本会が定める期限までに提出していただきます。

※「進学届」の様式は、上記5の通知と一緒に学校経由でお渡ししますので大切に保管してください。

なお、正当な理由なく期限を経過しても提出がない場合は、「採用取消」とする。

（連帯保証人の条件）

借用者（生徒本人）と連帯して返還の責任を負い、連帯保証人は2名必要です。1名は必ず保護者（親権者又は未成年後見人）とし、他の1名は父母以外で下記の条件のすべてに該当する者となります。

○道内に居住している人

○独立して生計を営む18才から63才までの職業を有する（返還能力を有する）人

○本会の他の奨学生の連帯保証人になっていない人

7 入学資金の貸付金（以下「入学貸付金」という。）の交付

入学貸付金については、進学する道内私立高等学校の学校長に受領に関し委任していただき、5月末頃に道内私立高等学校へ送金し、「6の手続」が完了した本人（生徒）へ交付します。（その者が退学等によりその学校に在学しない場合は貸付決定を取消します。）

（注1） 入学貸付金は入学金納付時に交付されるものではありません。

（注2） 学校からの交付方法が銀行口座等の振込による場合は、手数料をご負担いただくこととなります。

8 入学貸付金の返還等

入学貸付金の貸付後は本会の規程に従って返還していただきます。その概要は次のとおりです。

- （1） 入学貸付金は、貸付を受けた年の翌年から返還を開始し、12年以内に毎年6月及び12月の年2回の半年賦払にて本会の指定する銀行（北洋銀行又は北海道銀行）の口座からの預金口座振替又は郵便局口座からの自動払込により返還する。

（返還例：20万円を借りた場合）

令和10年度から毎年6月及び12月に8,300円（最終回9,100円）を12年間（24回）支払いし完済となります。

- （2） 入学貸付金の返還を6月以上延滞したときは、違約金を徴収することがあります。

第2 出願の手続（提出書類）

1 申込者が学校を経由して提出するもの

ア. 私立高等学校入学資金貸付予約者申込書

必要事項を記入し、学校へ提出してください。

イ. 次の①又は②の証明書

- ① 生活保護受給証明書（令和8年8月以降に発行されたもの）
- ② 保護者（親権者又は未成年者後見人）全員（母子・父子世帯の場合は母又は父のみで可）の令和8年の市町村民税非課税証明書
〔市区町村長の発行する令和8年度課税証明書など〕

（注） 当会の予約採用奨学生に同時に申込み場合

- ▶ 上記①又は②の証明書の原本を予約採用奨学生願書の方に添付してください。
- ▶ 入学資金貸付予約者申込書には、そのコピーに、「原本は予約採用奨学生願書に添付」と赤ボールペンで記入し添付してください。
- ▶ なお、上記の②をコピーして添付する場合は、必ず「所得金額と市町村民税が記載されている証明書」となりますので、注意してください。

- ・ 予約採用奨学生願書に必要なもの：保護者（親権者又は未成年後見人）全員の所得の証明書
- ・ 入学資金貸付予約者申込書に必要なもの：保護者（親権者又は未成年後見人）全員の非課税の証明書

2 学校において作成し提出するもの

申込者から提出のあった申込書に必要事項を記入するほか、入学資金貸付予約者申込名簿を作成し提出してください。

(別表) 私立高等学校入学資金貸付対象校 (全日制課程)

管内	高等学校名	管内	高等学校名	管内	高等学校名
石狩	北海	石狩	酪農学園大学附属とわの森三愛	胆振	海星学院
石狩	北海学園札幌	石狩	北嶺	上川	旭川志峯
石狩	藤女子	石狩	日本航空 (北海道)	上川	旭川実業
石狩	北海道科学大学	後志	北照	上川	旭川龍谷
石狩	北星学園女子	後志	小樽双葉	上川	旭川藤星
石狩	北星学園大学附属	後志	小樽明峰	上川	旭川明成
石狩	札幌大谷	後志	北星学園余市	宗谷	稚内大谷
石狩	札幌静修	渡島	函館大学付属有斗	オホーツカ	北見藤
石狩	札幌北斗	渡島	函館大学付属柏稜	十勝	帯広大谷
石狩	札幌光星	渡島	遺愛女子	十勝	白樺学園
石狩	立命館慶祥	渡島	函館白百合学園	十勝	帯広北
石狩	札幌山の手	渡島	函館大谷	釧路	武修館
石狩	札幌新陽	渡島	清尚学院		
石狩	札幌第一	渡島	函館大妻		
石狩	北海道文教大学附属	渡島	函館ラ・サール		
石狩	札幌龍谷学園	胆振	苫小牧中央		
石狩	東海大学付属札幌	胆振	駒澤大学附属苫小牧		
石狩	札幌創成	胆振	北海道栄		
石狩	札幌日本大学	胆振	北海道大谷室蘭		

別記 1 在日外国人の申込資格

在日外国人のうち下記の者は申込資格がある

1. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）第3条に規定する法定特別永住者
2. 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の●印に該当する者及び※印に該当する者のうち●印に準ずると認められる者

【出入国管理及び難民認定法 別表第2】

	在留資格	本邦において有する身分又は地位
●	永住者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
●	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者